

「登記のことは、法務局に聞こう。」

あの「伝説のブログ」が帰ってきた！

作・素人ママ

全国民必読！！どこまで事実で、どこまでフィクションなのか

まったくわからない問題のブログを、全て原文のまま収録。

おもしろくてためになる???

【著作権について】

このレポートは著作権法で保護されている著作物です。

下記の点にご注意戴きご利用下さい。

このレポートの著作権は作成者に属します。

著作権者の許可なく、このレポートの全部又は一部をいかなる手段においても複製、転載、流用、転売等することを禁じます。

このレポートの開封をもって下記の事項に同意したものとみなします。

このレポートは秘匿性が高いものであるため、著作権者の許可なく、この商材の全部又は一部をいかなる手段においても複製、転載、流用、転売等することを禁じます。

著作権等違反の行為を行った時、その他不法行為に該当する行為を行った時は、関係法規に基づき損害賠償請求を行う等、民事・刑事を問わず法的手段による解決を行う場合があります。

このレポートに書かれた情報は、作成時点での著者の見解等です。著者は事前許可を得ずに誤りの訂正、情報の最新化、見解の変更等を行う権利を有します。

このレポートの作成には万全を期しておりますが、万一誤り、不正確な情報等がございましたも、著者・パートナー等の業務提携者は、一切の責任を負わないことをご了承願います。

このレポートを利用することにより生じたいかなる結果につきましても、

著者・パートナー等の業務提携者は、一切の責任を負わないことをご了承願います。

CONTENTS

登記簿謄本をとるには何を持っていったらいいですか。
登記簿謄本の取り方を教えてください。
登記簿謄本と登記事項証明書の違いって何ですか。
全国の登記簿謄本がとれるって聞いたんですけど。
「登記されていないことの証明書」ってなんですか？
それってプライバシーの侵害になるんじゃないですか？
法務局ってお昼時間も登記簿謄本取れますか？
会社の印鑑証明書をとりたいんですが。
印鑑カードが見つからないんです。
会社の定款がほしいんですけど。
謄本1通いくらですか。
土曜日はお休みですか。
登記の申請って自分でもできるんですか。
要約書は全国のはとれないの。
法務局の民営化ってどうなったの？
登記官の公印証明書って何ですか。
役員の変更登記は2年に1回しないとイケないの？
登記の申請は自分でできるの？
戸籍謄本を取りたいんですが。
相談は無料で受けてもらえるの？
公証人の公印証明も法務局の本局でいいの？
住居表示と地番というのは違うんですか。
相続登記はいつまでにすればいいんですか？
印鑑には、会社名が入っていないといけませんか。
独身証明書も法務局でとれるんですか？
裁判員制度についてお聞きしたいのですが。
子どもが「SOS ミニレター」を持って帰ってきたんですが。
役員の任期は10年まで伸ばせるの？
印鑑証明書って郵便で請求できるんですか？

登記簿謄本をとるには何を持っていったらいいですか。

「はい、こちら法務局やまなか支局です。」

「あの、ちょっと聞いてみるんですけど。」

「はい、どうぞ。」

「登記簿謄本をとるには何を持っていったらいいですか。」

「土地建物の登記簿謄本を請求されるということですね。」

「そうです。何が必要ですか。」

「登記簿謄本は、どなたでも請求することができます。その目的の土地建物の地番がおわかりでしたら、後は何も持ってこられなくてもいいですよ。」

「ええっ。なにもいらないんですか。」

「そうですね。謄本1通につき1000円手数料が必要になります。」

「本当に何もいらないんですね。」

「そうです。身分証明も認め印も、委任状もいりません。」

「わかりました。ありがとうございました。」

登記簿謄本の取り方を教えてください。

「はい、法務局やまなか支局です。」

「あの、登記簿謄本の取り方を教えてほしいんですけど。」

「登記簿謄本の取り方、ですか。まず、直接、法務局へ行って謄本を取る、という方法がありますね。」

「はい、ほかにもあるんですか。」

「他には、郵便で申請書を法務局に送る、という方法があります。」

「なるほど、直接法務局に行くか、郵便で送るか、ですね。」

「あと、もうひとつ、インターネットで請求する方法があります。」

「インターネットですか。それはパソコンで印刷するんですか。」

「いいえ、インターネットで請求していただくと、郵便で発送します。」

「郵便で送られてくるんですか。じゃ、すぐに中身は確認できないんですね。」

「そうですね。そのかわり、申請書を郵送するよりは早いですし、郵送料も無料なんです。」

「郵送料無料！じゃ郵便で請求するより得なんですね。」

「そうです。しかも1通1000円の謄本が1通700円になります。」

「えっ、法務局へ行くより安い。じゃ、わざわざ法務局へ行くよりもインターネットで請求して郵便で送ってもらう方がかなりお得なわけね。」

「そうです。通数が多ければ多いほど、お得です！」

「お兄さん、商売上手ねえ。で、そのインターネットで請求するのはどうやってやるの。」

「それには、ホームページからソフトをダウンロードして、インストールする必要があります。」

「ええっ、何それ。けっこうめんどくさそうね。だから安いわけね。」

「そうですね。でも、パソコンやインターネットを使ったことのある人ならそんなに難しくないとしますよ。」

「そう？じゃ、ちょっとがんばってやってみようかしら。わからなかったらまた電話します。」

「はい、こちらこそよろしく申し上げます。」

登記簿謄本と登記事項証明書の違いって何ですか。

「はい、法務局やまなか支局です。」

「あのう。」

「はい、何でしょう。」

「登記簿謄本と登記事項証明書の違いって何ですか。」

「まず、謄本というのは『コピーしたもの』という意味です。」

「はい。」

「昔は、登記用紙という紙にインクやタイプライタで登記事項を書き込んで、バインダにつづって、登記簿として備え付けていました。その登記簿をコピーしたものなので『登記簿謄本』と呼んでいました。」

「なるほど。」

「ところが、今は登記事項を紙からコンピュータに移し替え、それをプリンタで印刷しています。つまり、」

「コピーしたものでないから謄本ではない、ということですね。」

「そのとおりです。謄本ではないので登記事項を証明したものということで『登記事項証明書』と呼んでいます。」

「でも、まだ登記簿謄本をとってきて下さいって言ってる人もいるよ。」

「そうですね。まだ登記簿謄本といった方がわかりやすいですからね。僕なんかもいまだに謄本って言ってますよ。」

「じゃ、謄本って言っても証明書って言ってもどちらでもいいんですね。」

「まあ、正式には登記事項証明書が正しい名称です。でも、まだ紙の登記簿もまだ残って

ますし、中身は登記簿謄本とほぼ同じですから、どちらでもいいでしょうね。」

「まだ紙の登記簿があるんですか？もう全部コンピュータ化された、といつか聞いたような気がします。」

「工場財団とか船舶の登記簿はまだ紙ですよ。」

「なるほど、なんとなくわかりました。ありがとうございました。」

「はい、よろしくお願いします。」

全国の登記簿謄本がとれるって聞いたんですけど。

「はい、こちら法務局なかやま支局です。」

「あとう、ちよつとおうかがいしてもいいですか。」

「はい、どうぞ。どんなご用件ですか。」

「日本全国の登記簿謄本がとれるようになったって聞いたんですけど。」

「はい、不動産と会社法人の登記簿のコンピュータ化が完了しましたので、日本全国の登記簿謄本をとることができますよ。」

「昔は郵便で管轄の法務局に申請していたのが、今は近くの法務局に行けばいい、ということですね。」

「そうです。よその法務局の謄本をとっても手数料は同じです。時間もそれほどかかりません」

「便利になったねえ。地図はだめなの。」

「地図はまだだめですね。少しずつ地図もコンピュータ化してますので、将来的には謄本と同じように全国のをとることができるようになりますよ。」

「そうですか。わかりました。ありがとうございます。」

「はい、よろしくお願ひいたします。失礼します。」

「登記されていないことの証明書」ってなんですか？

「はい、法務局やまなか支局です。」

「もしもし、ちょっと聞いてみるんですけど。」

「はい、なんでしょうか。」

「『登記されていないことの証明書』ってなんですか？」

「『登記されていないことの証明書』ですね。これは、登記といっても土地建物とか会社の登記ではなくてですね、」

「はい。」

「後見についての登記がされていない、という証明なんですよ。」

「後見って何ですか。」

「後見というのはつまり、後見人がいないと一人では契約をすることができないということです。」

「あ、そういえば聞いたことがあります。成年後見制度のことですね」

「そうです。今は認知症の方が増えていますので、成年後見制度を利用されている方が増えていますね。」

「私は高齢ではないのでそういった登記とは全然関係ないと思うんですが。」

「成年後見制度というのは、高齢者に限った制度ではありませんので、古物商や建設業などの営業許可申請や、薬剤師や看護師などの資格登録の際に、法律行為を行う能力や判断能力があることを証明するために提出が義務付けられています。」

「なるほど。この『登記されていないことの証明書』の請求はどここの法務局でもできるんですか。」

「申し訳ありません。支局・出張所ではその『登記されていないことの証明書』の請求・交付はできません。法務局・地方法務局の本局に直接行かれるか、郵便で東京法務局に請求するか、インターネットで請求ということになりますね。」

「インターネットで請求する場合は何か必要になりますか。」

「登記事項証明書を請求するソフトをインストールして、カードリーダーを接続して、住民基本台帳カードを読み込ませる必要があります。」

「なるほど、それはちょっと難しそうですね。とりあえず郵便で東京法務局に申請してみます。申請書の様式はホームページからダウンロードできますか。」

「東京法務局の後見登録課のホームページからダウンロードできます」

「わかりました。ありがとうございます。」

「よろしく願いいたします。失礼します。」

それってプライバシーの侵害になるんじゃないですか？

「はい、こちら法務局やまなか支局です。」

「あの、こないだ、登記簿謄本は誰でもとれるって聞いたんですけど、それってプライバシーの侵害になるんじゃないですか？」

「プライバシーですか。」

「そうです。たとえば、隣の人と仲が悪かったりしたら、隣の人に土地の登記簿謄本を見られたくないですよ。」

「まあ、そうですね。」

「あそこの家はなんとか銀行から2千万円借りてるとか、もう住宅ローンが済んでるとかうわさされたくないですよ。」

「確かにそうですね。」

「消費者金融から差し押さえられてるとか、離婚して奥さんの名義になってるとか見られたくないですよ。」

「そうですね。」

「見られないように制限することはできないんですか。」

「確かにおっしゃる通りなんですけど、たとえば、お客様が土地を購入される場合にですね、」

「はい」

「抵当権がついてないか、差し押さえがついてないか、確かに相手の名義になっているかどうか、確認して買う必要がありますよね。」

「・・・それは相手に謄本を出してもらえばいいんじゃないですか。」

「謄本をとった後で、名義が他の人に変えられてる可能性もありますよ。」

「・・・。」

「取引の安全性のために登記簿は公開されています。確かにプライバシーにかかわる部分もありますけどね。」

「土地を売りに出している人だけ公開、とかお金を借りたい人は公開しないと借りられないとか条件付きで公開ということはできないのでしょうか。」

「昔は紙の登記簿だったんで無理ですが、今はコンピュータなので、なんらかの方法でフィルタをかけて制限することはできるかもしれませんね。ただ、今のところそういった制限については何も聞いていません。」

「何か機会があったら、また上の方に言っついて下さいね。」

「はい、わかりました。機会がありましたら必ず伝えます」

法務局ってお昼時間も登記簿謄本取れますか？

「はい、法務局やまなか支局です。」

「あのう。」

「はい、何でしょうか。」

「法務局ってお昼時間も登記簿謄本取れますか？」

「はい、お昼も交代で窓口を担当していますので、謄本をとることができますよ。」

「ありがとうございます。朝は何時からですか。」

「朝8時30分から、夕方5時15分までです。」

「5時15分までですね。ありがとうございました。」

「よろしく願いいたします。」

会社の印鑑証明書をとりたいんですが。

「はい、法務局やまなか支局です。」

「あとう、ちょっといいですか。」

「はい、どうぞ。」

「会社の印鑑証明書をとりたいんですが。何を持って行ったらいいですか。」

「はい。会社の印鑑証明書の請求には、印鑑カードが必要になります。」

「印鑑カードですね。その他には何もありませんか。」

「はい、印鑑カードがあれば代理の方でも委任状はいりませんし、印鑑も必要ありません。」

「代理人の印鑑もありませんか」

「代理人の印鑑もありません。」

「手数料はおいくらですか。」

「500円です。あと、代表者の方の生年月日を記入していただきますので、代表者の生年月日をご確認ください。」

「わかりました。ありがとうございました。」

「よろしく願いいたします。失礼します。」

印鑑カードが見つからないんです。

「はい、法務局やまなか支局です。」

「あの、印鑑証明書をとるのに印鑑カードなしでとることはできますか。」

「印鑑カードがないとだめですね。」

「印鑑カードが見つからないんです。どこにも。」

「印鑑カードが見つからない、ということであれば、現在のカードの廃止と再発行の手続きをしていただく必要があります。」

「再発行してもらう場合、何を持って行ったらいいですか。」

「法務局に登録してある、会社の実印が必要になります。」

「再発行の手数料はいくらかかりますか。」

「再発行の手数料はいりません。」

「すぐ印鑑証明書をとることはできますか。」

「はい、その日のうちに印鑑証明も取れますよ。」

「ありがとうございます。すぐお伺いします。印鑑証明書の手数料は500円でしたね。」

「はい、そうです。よろしく願いいたします。」

会社の定款がほしいんですけど。

「はい、法務局やまなか支局です。」

「あの、会社の定款がほしいんですけど。」

「申し訳ありませんが、法務局には会社の定款はありません。」

「えっ。ないんですか。」

「はい。会社の登記簿はあるんですけども、定款はないですね。」

「法務局で見せてもらったって聞いたんですけど。」

「申し訳ないですけども、法務局にはないですね。」

「どこに行ったらありますか。」

「会社の定款というのは、会社で保管されているはずなんですけれども。」

「それがね、見当たらないんですよ。どうしたらいいですか。」

「うーん、会社を設立されたときに公証役場で定款の認証を受けておられますので、その認証を受けた公証役場に行かれたら、設立当初の定款は保管されているはずです。」

「古い会社でも大丈夫ですか。」

「20年間は保存されている、と聞いたことがあります。電話で必要書類とかも確認してから行かれた方がいいですね。会社の印鑑証明書と実印が必要だったと思います。ちょっと、はっきりしたことが言えなくて申し訳ありません。」

「いえいえ、ありがとうございます。電話で確認してみます。」

謄本1通いくらですか。

「はい、法務局やまなか支局です。」

「あの、謄本取りたいんですけど。」

「はい。」

「謄本1通いくらですか。」

「登記簿謄本は1通1000円です。」

「1000円ですか。高いですね。」

「そうですね。申し訳ありません。」

「土地と建物だといくらになりますか。」

「土地1筆、建物1棟でしたら2通で2000円ですね。」

「2000円ですか。わかりました。ありがとうございました。」

「よろしく願いいたします。」

土曜日はお休みですか。

「はい、法務局やまなか支局です。」

「あのう。」

「はい、何でしょう。」

「法務局は、土曜日はお休みですか。」

「申し訳ありません。土・日・祝日はお休みですね。」

「あ、そうですか。じゃ、仕事を休まないといけないですね。」

「申し訳ありません。謄本でしたら、申請書を郵便で送っていただきましたら、折り返し謄本を郵便で送らせていただきますので。」

「そんなこともできるの。申請書はどうするの。」

「申請書は特にこの用紙でないとダメ、ということはありませんので、紙にお客様のご住所とお名前を書いて、あと『どこどこの何番地の謄本を希望』と書いて返信用の切手と封筒を同封して郵便で法務局に送ってください。」

「どんな紙でもいいんですか」

「できればB5の大きさの紙がいいんですが、どんな紙でもいですよ。」

「わかりました。ありがとうございます。」

「よろしく願いたします。」

登記の申請って自分でもできるんですか。

「はい、法務局やまなか支局です。」

「あの、ちょっと聞いてみるんですけど。」

「はい、どうぞ。」

「登記の申請って自分でもできるんですか。」

「はい、できますよ。」

「司法書士さんに頼まなくてもいいんですか。」

「はい。特に司法書士や土地家屋調査士に頼まないといけない、ということはありません。ただ、申請の仕方がわからないという方は、法務局に何回か足を運んでいただかないと、1回で登記の申請を済ませるとするのは難しいですね。」

「やはり難しいですか。」

「登記の内容にもよります。相続登記でも、相続人の数が多かったりすると書類を集めるのも大変ですし、分筆登記のように測量をして測量図を作成しないといけないのは無理でしょうね。」

「自分でできるものならしてみたいのですが」

「電話での説明は少し難しいので一度、法務局にお越しいただけますか。申請書の見本を見ていただいて、職員がご説明いたしますので、ご自分でできそうであれば、登記申請をしていただければと思います。」

「わかりました。一度法務局にお伺いします。ありがとうございました。」

「よろしく願いいたします。」

要約書は全国のはとれないの。

「はい、法務局なかやま支局です。」

「あの、こないだ全国の証明書がとれるようになったって電話で聞いたんですけど。」

「はい、取れますよ。」

「要約書は全国のはとれないの。」

「とれないですね。」

「どうしてとれないの。」

「要約書は閲覧に代わる制度だからです。」

「登記簿の閲覧はその法務局でないとできないでしょう。」

「なるほど。でももう全国がコンピュータになったんだから、登記簿の閲覧なんて全国どこに行ってもできないわけでしょう。それなら 500 円の要約書なんて制度はなくなっちゃうかもね。」

「そうですね。ただ 1000 円の証明書しかなかったら、ちょっと所有者だけ確認したいという方は困りますよね。」

「そうね。法務局もネットカフェみたいにすればいいのよ。」

「ネットカフェですか。」

「1 筆いくらでなくて、10 分いくらで閲覧端末を設置した席を貸すの。ドリンク飲み放題にして」

「はあ。」

「そうしたらお客様の回転もよくなるのよね。長居するとお金がかかるから速く検索してみたい情報だけ確認して帰るでしょ。」

「人件費もかからないし。」

「そう。いいと思わない？」

「面白いです。今度提案してみます。」

「今のままじゃ難しいわよ。民営化しないと。」

「じゃ、民営化したら提案します。」

「嘘ばかり。じゃ、またいいこと思いついたら電話するわね。」

「はい、ありがとうございます。」

法務局の民営化ってどうなったの？

「はい、法務局やまなか支局です。」

「ちょっと聞いてみるんだけど。」

「はい、何でしょう。」

「法務局の民営化ってどうなったの？」

「最近はきかなくなりましたが、まだ話自体はなくなったわけではありませんので、またそんな話がでてくるでしょうね。ただ、地図と図面の電子化作業が大変ですから、それが済んだ後、話がでてくるでしょうね。」

「地図と図面の電子化作業って何？」

「登記簿を全部コンピュータに入れてしまったように、今度は地図と測量図もコンピュータに入れてしまうんです。ものすごい枚数がありますから膨大な作業になります。」

「なるほどね。国が全部めんどくさいところを処理して、民間に売り渡すのね。」

「そういうことですね。そうしないと引き取り手がありませんから。」

「じゃ、あと何年かで一気に地図と図面を数値化して民間に売り渡すってことね。」

「大きな声では言えませんが、そんなところでしょうね。」

「でも、これホントの話なの。」

「ぜんぶ僕の推測です。」

「やっぱり。」

「でも、民営化した後で地図や図面の電子化なんて無理なのは間違いありません。」

「わかりました。いろいろ勉強になりました。」

「こちらこそ、また何かありましたらお電話下さい。」

登記官の公印証明書って何ですか。

「はい、法務局やまなか支局です。」

「あの、中国の会社と取引をするにあたって、登記官の公印証明書をつけるようにいわれたんだけど、「登記官の公印証明書」って何ですか。

「はい、登記事項証明書には、登記官の認証文と証明印が押されるわけですが、」

「はい。」

「その証明印が本物かどうかは、見た人、特に海外の人にはわかりませんよね。」

「そうですね。」

「そこで、その証明書に押された印影が本物かどうかを証明してもらわなければなりません。これが公印証明書です。」

「なるほど、それはどうやってもらえますか。」

「証明書をとった法務局を管轄する法務局・地方法務局の本局に、証明書を持参してください。」

「なるほど。支局じゃだめなんですか。本局に送るのは、郵送じゃだめですか。」

「郵送でもいいと思いますよ。本局に電話してきてみてください。ここではくわしいことはわかりませんので」

「ありがとうございました。」

役員の変更登記は2年に1回しないとイケないの？

「はい、法務局やまなか支局です。」

「あとう、ちょっと聞いてみるんですけど。」

「はい、何でしょうか。」

「役員の変更登記は2年に1回しないとイケないの？」

「株式会社ですか。」

「そうです。」

「役員の任期が2年であれば、その任期満了ごとに登記が必要になります。」

「役員は変わってないんですよ。同じ人がしてるの。」

「同じ人がしてても、いったん任期が満了してますので、引き続き役員をしますという『重任』の登記が必要なんですよ。」

「同じ人がしてるけど、2年ごとに任期が切れてるってことね。」

「そういうことです。任期切れですから再任されないと役員を続けられないわけです。」

「なるほど、じゃ、役員変更登記をしなくちゃイケないわけね。わかりました。」

「あと、役員変更登記を長い間ほっておくと過料を払わないとイケなくなりますから注意して下さいね。」

「過料って何ですか？」

「罰金のことです。」

「はあ。登記をしないと罰金になるんですか。」

「そうです。役員変更登記は大事ですから気をつけてくださいね。」

「ありがとうございました。」

登記の申請は自分でできるの？

「はい、法務局やまなか支局です。」

「あの、役員変更の登記をしないといけないんですけど。」

「はい。」

「登記の申請は自分でできるの？」

「特に司法書士に頼まないといけないということはありませんので、自分でも申請することはできますよ。ただ、登記申請書と必要な書類を作っていただく必要がありますので、何度か法務局に足を運んでいただくことになるかもしれません。」

「なるほど。私にもできますかね。」

「それは何ともいえません。実際に申請書の書き方などを見ていただいてそれから判断されたらよいかと思います。」

「わかりました。法務局にお伺いすればいいんですね。」

「はい、登記相談の係りがおりますので、お気軽にご相談ください。登記申請書の書き方の見本もありますよ。」

「さっそくお伺いします。ありがとうございました。」

戸籍謄本を取りたいんですが。

「はい、法務局なかやま支局です。」

「すみません、ちょっと聞いてみるんですが。」

「はい、何でしょうか。」

「戸籍謄本を取りたいんですが。」

「戸籍謄本は、本籍地の市町村役場でないと取れないんですよ。」

「えっ、法務局じゃないの。」

「そうですね、市町村役場ですね。」

「市役所は住民票なんじゃないの。」

「戸籍も市役所ですね。」

「あら、そうなの。お邪魔しました。」

「失礼します。」

相談は無料で受けしてもらえるの？

「はい、法務局なかやま支局です。」

「すみません。ちょっとお伺いしたいんですが。」

「はい、何でしょう。」

「登記のことで相談したいんですが、登記相談っていうのは受けしてもらえるんですか。」

「はい、大丈夫ですよ。登記相談のコーナーがありますので、遠慮なくご相談ください。」

「相談は無料で受けしてもらえるの？」

「もちろん、無料ですよ。」

「ありがとうございます。それでは、またお伺いします。」

「はい、お待ちしております。」

公証人の公印証明も法務局の本局でいいの？

「はい、法務局やまなか支局です。」

「ちょっと聞いてみるんですけど。」

「はい、何でしょうか。」

「こないだ、『登記官の公印証明は法務局の本局で』って聞いたんだけど、公証人の公印証明も法務局の本局でいいの？」

「そうです。法務局・地方法務局の本局に請求していただくことになります。」

「管轄はどこでもいいの？」

「その公証役場を管轄している法務局に、公証人の公印簿というのがあって、それと照合して証明をしていますので、管轄の法務局でないとダメですね。」

「ほんとに？」

「私も実際にその事務を経験したことはありませんので、はっきりしたことは申し上げられないんですよ。法務局の本局にお問い合わせいただくのが間違いないですね。」

「ふうん、法務局がそんないい加減なことっていいの？」

「・・・。詳しくは法務局の本局にお問い合わせください。」

「ホームページには載ってないの？」

「調べたことはないですね。」

「わかりました。本局で証明してくれるのは間違いないのね。」

「はい、それは間違いありません。」

「ありがとう。また電話するわね。」

「失礼します。」

住居表示と地番というのは違うんですか。

「はい、法務局やまなか支局です。」

「ちょっと聞いてみるんですけれど。」

「はい、何でしょうか。」

「住居表示と地番というのは違うんですか。」

「地番というのは、土地につけられた番号で1番から順番に番号がついてるんですけれども、何千番まであったり、1番のとなりが17番でそのとなりが159番というように順番に並んでいないことから、何番地がどのあたりかというのがわかりにくいわけです。」

「はい。」

「そこで、区画ごとに何番という街区符号をふって、さらにその区画を道路沿いに10mから15mごとに区切って基礎番号をふります。その街区番号と基礎番号で、建物の住居番号が決まるというわけです。」

「なるほど。何番の区画の何号目にある、というふうに番号で位置が特定できるわけですね。」

「そういうことです。郵便が配達されるのにも便利ですし、初めてその街を訪れた人にも、住所がわかっていたら住居表示の案内板で、目的地にたどりつけるように考えてあるわけです。」

「わかりました。住居表示番号は、建物の位置を特定するためにつけられた番号で、地番はその土地の名前のようなものということですね。」

「そうです。ですから地番でないと、証明書はお出しできません。」

「わかりました。ありがとうございました。」

「失礼します。」

相続登記はいつまでにすればいいんですか？

「はい、法務局やまなか支局です。」

「すみません、相続登記はいつまでにすればいいんですか？」

「そうですね、特にいつまでにしないといけない、ということはありません。」

「1年すぎてもいいんですか。」

「そうです。極端に言えば明治時代の方がいまだに登記簿に記載されていますが、その方の相続登記が申請されても過料になることはありません。」

「商業法人登記とは違いですね。」

「商業法人の場合は、その登記を信じてお客様が取引されるわけですから、常に最新の情報が記載されている必要があるわけです。」

「なるほど、わかりました。ありがとうございました。」

印鑑には、会社名が入っていないといけませんか。

「はい、法務局やまなか支局です。」

「あの、会社の印鑑を作るときにですね、」

「はい。」

「印鑑には、会社名が入っていないといけませんか。」

「印鑑を押したときに、印影に会社名が入っていないといけないうか、ということですね。」

「はい、そうです。」

「なくてもいいですよ。」

「あ、そうなんですか。」

「印影の大きさについては決まりがありますが、その内容については、特に規定はありません。」

「『代表取締役印』だけでもいいんですか。」

「大丈夫ですよ。実際に見たこともあります。あと、商号変更をする前の会社の印をそのまま使われている会社を見たことがありますよ。」

「前の会社の名前がのっていてもいい、ということですね。」

「そうですね。たとえば、印鑑を紛失してすぐに新しい印鑑を届けないといけないけど出上がるまで時間がかかる、ということはありませんよね。」

「はい。悪用されたらいけないから印鑑を変えるという場合ですね。」

「そうです。そういう時は、代表者の方の個人の印鑑を会社の代表者印として届け出ることできます。」

「なるほど。そういう時は便利ですね。」

「納得いただけましたか。」

「はい、ありがとうございました。」

独身証明書も法務局でとれるんですか？

「はい、法務局やまなか支局です。」

「いろいろ聞いてすみません。」

「はい、何でしょう。」

「知り合いが今度フィリピン人と結婚することになったんですが、独身証明書も法務局でとれるんですか？」

「婚姻要件具備証明書のことですね。法務局の支局でもとれますよ。管轄は特にありませんので、戸籍謄本と認め印と運転免許証か健康保険証を持って法務局にきてください。」

「市役所でもとれるんですか。」

「市役所でもとれますが、提出する国によっては、法務局（国家機関）が発行したものでないと受け付けてくれない国もあるようですので、法務局で請求された方が間違いありませんね。」

「わかりました。仕事が忙しいのですが、本人が行かないとダメですか。」

「本人が来られないと、証明はお出しできません。」

「わかりました。他に注意することはありますか。」

「相手の方の氏名、生年月日、国籍、性別を記入していただくことになります。」

「わかりました。ありがとうございました。」

裁判員制度についてお聞きしたいのですが。

「はい、法務局やまなか支局です。」

「あの一、すみません。」

「はい、何でしょうか。」

「裁判員制度についてお聞きしたいのですが。」

「裁判員制度については、法務局ではあまりよくわかりませんね。」

「どこにきいたらいいでしょうか。」

「裁判所の管轄になりますね。」

「わかりました。裁判所に聞いてみます。」

「よろしくお願いします。」

子どもが「SOS ミニレター」を持って帰ってきたんですが。

「はい、法務局やまなか支局です。」

「あとう。」

「はい、何でしょうか。」

「子どもが『SOS ミニレター』を持って帰ってきたんですが。」

「はい。」

「これは、何を書いて送っても大丈夫なんですか。」

「そうですね、子供たちからの手紙に人権擁護委員や法務局の職員が返事を書く、ということで悩んでいる子供たちの力になればいいな、と思っています。」

「小さい子どもの場合は、親が代わりにかいてもいいんですか。」

「かまいませんよ。子どもたちの悩みを、こどもたちの代わりに送ってください。」

「わかりました。ありがとうございました。」

役員の任期は10年まで伸ばせるの？

「はい、法務局やまなか支局です。」

「あとう。」

「はい、何でしょうか。」

「役員の任期は10年まで伸ばせるの？」

「はい、公開会社でない会社なら延ばせますよ。」

「ええっ。こないだは2年で登記しないとダメって言ってたじゃないですか。」

「その時はちゃんと『任期が2年だったら』と言いましたよ。」

「あ、そうなんですか。なーんだ。」

「納得されましたか？」

「またいろいろ教えてください」

「はい、わかりました」

印鑑証明書って郵便で請求できるんですか？

「はい、法務局やまなか支局です。」

「あとう、ちよつと聞いてみるんですけど。」

「はい、何でしょうか。」

「印鑑証明書って郵便で請求できるんですか？」

「はい、できますよ。インターネットのホームページを見ることはできますか？」

「はい、できます。」

「法務局のホームページに、印鑑証明書の申請書の用紙がありますので、印刷して必要事項を記入して、印鑑カードと返信用の切手と封筒を同封して法務局に送ってください。」

「印鑑カードも郵送するんですか。」

「そうです。大事なものですので、書留か簡易書留で送られた方がいいと思います。」

「わかりました。印紙代はいくらですか。」

「登記印紙を1通につき500円分同封してください。」

「わかりました。ありがとうございました。」

終わりに

このレポートは、「素人ママ」さんの承諾により、2008年ごろにブログに公開されたやりとりをそのまま収録したものです。今回のレポートは、良くも悪くも当時のテイストを再現するため、原文そのままを収録することを目的としており、文章の表現・脱字など読みにくい点多々あると思います。もしかしたら、内容が古くなっている部分もあるかもしれません。不適切な表現もあると思います。ご了承ください。

また機会がありましたら、「素人ママ」さんのトークの面白さはなくなるかもしれませんが、内容を整理して、質問の数も増やして、法務局を利用する人にとって、役に立つレポートにできたらいいな、と思っています。

このレポートを読んでの感想を、mail@jibun.xsrv.jp まで送っていただきましたら幸いです。新「登記のことは、法務局に聞こう。」への要望など書いていただけたら、もっとうれしいです。

最後まで読んでいただき、ありがとうございました。

レポート作成者・池端 靖

「登記は自分でできる！」
<http://jibunde.biz/>